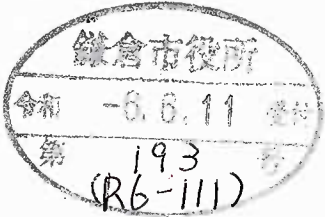


中規模開発事業土地利用方針届出書

令和 6年 6月 11日

(宛先) 鎌倉市長



住所 横浜市栄区長尾台町1-6-9番地1-1
事業者 氏名 相州ホーム株式会社 印
代表取締役 下野正和
電話 045-859-0003
住所 横浜市保土ヶ谷区上星川2-33-10
代理人 氏名 しげた設計工房 繁田 幸男 印
電話 045-372-2488

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

鎌倉市まちづくり条例第36条の規定により、次のとおり中規模開発事業の土地利用の方針書を届け出ます。

事業 区 域 の 状 況	事業の目的	☒ 区画の分割	用途 区画数	☒ 一戸建ての住宅用宅地 (3 区画) ☐ その他 ()			
		☐ 共同住宅 (ワンルーム建築物を除く)	棟数		階数		
			戸数		高さ		
	事業区域	地名地番 面積	鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷1061番1 452.25 m ² ☐ 公簿 ☒ 実測				
			土地利用規制	区域区分	☒ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域		
			宅地造成工事規制区域	☒ 区域内 ☐ 区域外			
			風致地区	☐ 第 種風致地区 ☒ 区域外			
			用途地域	第1種低層住居専用地域 (容積率 80%/建蔽率 40%)			
			保全対象緑地	☐ 区域内 () ☒ 区域外			
			その他				

適用区分

☐ 特定土地利用

☐ 条例第2条第1項第6号ア

☐ 開発事業に係る土地の面積が500㎡以上5,000㎡未満

☐ 市街化調整区域又は保全対象緑地を含む500㎡以上2,000㎡未満

☐ 条例第2条第1項第6号イ (500㎡未満)

☐ ワンルーム建築物の建築

☐ 葬祭場の建築

☒ 条例第2条第1項第6号ウ (300㎡以上500㎡未満)

☐ 建築物の高さが12mを超えるもの又は階数が4以上のものの建築 (共同住宅・区分1)

☐ 建築物の高さが15m以上のもの又は階数が5以上のものの建築 (共同住宅・区分2)

☐ 建築物の高さが15m以上のもの又は階数が5以上のものの建築 (共同住宅以外・区分1)

☐ 建築物の高さが18mを以上のもの又は階数が6以上のものの建築 (共同住宅以外・区分2)

☐ 特定斜面地における宅地造成及び斜面地建築物の建築 (すべての地域)

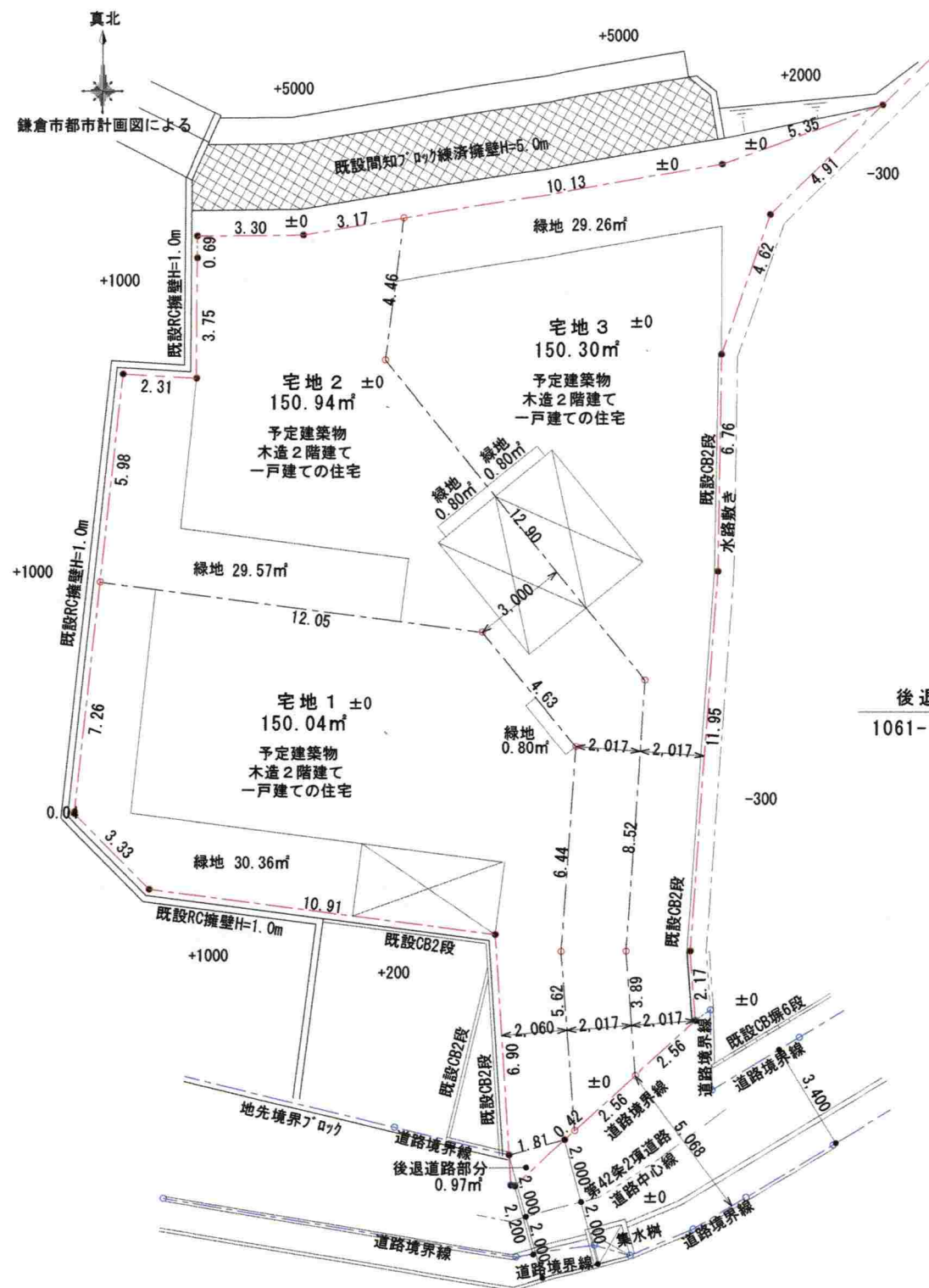
☒ 土地に関する区画の分割 (すべての地域)

☐ 土地の切土及び盛土に係る土量の和が2,000㎡以上のもの (市街化区域)
(切土: m³、盛土: m³ 合計: m³)

(注) 裏面に記載した図書を添付してください。



訂正内容	訂正年月日	承認	検図	製図	しげた設計工房	工事名称	鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷1061-1 開発事業	図面番号
				繁田		図面名称		
		作成日	20240527	1級建築士 繁田 幸男 登録 第202731号		付近見取図	縮尺 1/2500	



各宅地敷地面積	
宅地1	150.04㎡
宅地2	150.94㎡
宅地3	150.30㎡
合計	451.28㎡
後退道路部分	0.97㎡
1061-1敷地面積	452.25㎡

土地利用方針図 S=1/200 ※造成計画は無し

訂正内容	訂正年月日	承認	検図	製図	しげた設計工房	工事名称 鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷1061-1 開発事業		図面番号
				繁田		図面名称 土地利用方針図		
		作成日 20240527				縮尺 1/200		
		1級建築士 繁田 幸男 登録 第202731号						